

Advanced Reliable Consultants

ARCIST

おかげさまで
vol.100

2026年10月30日

編集発行

for The Value Stages
アーク&パートナーズ®

創立25周年記念イベントを開催しました！

創業の地・銀座にて、グループ創立25周年記念イベントを開催しました。

当日はスタッフ56名が集い、25年間の歩みを振り返りながら、笑顔あふれるひとときを過ごしました。



25年経っても
想いは変わりません。
創業当時の熱を伝えていきます！



弾き語りや
ジャグリングなど
皆の意外な特技に熱狂！



関西出身の二人が
司会で盛り上げました！



25年間の歩みを支えてくださった、すべての皆様に心より感謝申し上げます。

この節目を新たな出発点として、これまで築いてきた信頼とご縁を大切に、社員一丸となって
次の未来へ歩み続けます。これからのアーク&パートナーズにも、どうぞご期待ください。





25年前、日本の中小企業にはまだ「修羅場」があった

税理士法人代表 税理士 内藤 克

今から25年前の2001年ごろ。日本の中小企業を取り巻く環境は、今とはまるで違っていました。景気は低迷し、不動産価格は下がり、銀行は貸し渋る。それでも、社長たちは今よりどこかたくましく、元気だったように思います。

当時は「貸し渋り」「貸し剥がし」が日常語でした。銀行は突然、借入金の圧縮や追加担保、保証人を求め、政府も信用保証制度を拡充して中小企業の資金繰りを支えていました。2000年にはそこぞう、翌年にはマイカルが経営破綻。大企業が倒れれば影響は取引先へ広がり、売掛金を回収できないだけで会社が一瞬にして終わる、そんな世界でした。

銀行から借りられない会社には、ノンバンクや商工ローンが近づき、高金利融資や厳しい取り立ても社会問題となりました。「銀行に断られたら終わり」という恐怖は現実的で、不動産も信用ではなく重荷となり、値下がりを受ける担保評価に社長たちは苦しみました。

為替は1ドル100円台から120円台。後に150円を超える円安が日常となり、外国人が「日本は安い」と不動産や高級品を買う時代が来るとは、想像しにくい頃でした。

そんなワイルドな時代に、私たちはアーク&パートナーズを立ち上げました。当時の会社には人間臭さがありました。社長は銀行の支店長と渡り合い、取引先に頭を下げ、手形の決済日に通帳を見つめ、夜は次の商売を考える。DXもAIもありませんでした。自社の預金残高、得意先の懐具合、銀行員の顔色まで知っていました。

25年後、経営はすいぶんスマートになりました。しかし、楽な時代になったわけではありません。かつての貸し剥がしや不良債権に代わり、今は人手不足、物価高、円安、金利上昇、事業承継、そしてAIが経営者を悩ませています。課題の姿は変わっても、最後に決断し、責任を負うのは経営者です。数字だけでは見えない不安や迷いに寄り添う存在が、今まで以上に求められています。

私たちは、景気の良いときだけでなく、苦しいときこそ共に考えます。税務だけを見るのではなく、その先にある会社と経営者の未来を見る。それが私たちの仕事です。25年前も、今も、これからも、皆様と共に歩み、経営を支えてまいります。次の25年も、皆様の一歩先くで（私は89歳）。



外国に住所を有する者についての国内連絡先事項と外国籍の者についてのローマ字氏名の併記について

司法書士事務所 司法書士 西田 誠

令和6年4月1日から施行されている、「外国に住所を有する者についての国内連絡先事項」と「外国籍の者についてのローマ字氏名の併記」について説明します。

1. 外国に住所を有する者についての国内連絡先事項

所有権の登記名義人が国内に住所を有しないとき（日本人を含む）は、その国内における連絡先となる者の氏名又は名称及び住所その他の国内における連絡先に関する事項を登記することになりました。

1. 国内連絡先となる者（一人に限る）の氏名又は名称並びに国内の住所又は国内の営業、事務所その他等
2. 国内連絡先となる者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該会社法人等番号
3. 国内連絡先となる者の承諾書（印鑑証明書必要）
4. 国内連絡先となる者がいないときは、その旨の上申書（印鑑証明書不要）

2. 外国籍の者についてのローマ字氏名の併記

所有権の保存若しくは移転登記又は所有権登記名義人の氏名変更の登記をする場合、日本の国籍を有しない者であるときは、氏名の表音をローマ字で表示したものを併記することになりました。

1. 当該ローマ字氏名を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を提出しなければなりません。
2. 外国人である所有権登記名義人の氏名が漢字表記されている場合であっても、ローマ字氏名を併記します。
3. 通称名を氏名として登記する場合にはローマ字氏名を併記することはありません。
4. 漢字以外の氏名の外国人は、母国語による氏名の表音をカタカナで表記したものを氏名とし、これにローマ字氏名を併記します。
5. ローマ字氏名を証する書面としては、ローマ字氏名が記載された外国人住民票が該当します。
6. 住民票がない場合は、パスポートの写しに「原本に相違ない」旨の署名又は記名捺印
7. パスポートがない場合はその旨の記載された上申書に署名又は記名捺印



女性活躍のめざましい25年

社会保険労務士法人代表 社労士 戸澤 摂子

女性であることを理由とした差別的取扱いが禁止された男女雇用機会均等法改正の翌年、私は社会に出ました。女性の総合職採用が広がり始めましたが、まさに就職氷河期世代、厳しい就職活動を経て営業職として男性と同じキャリアコースのスタートラインに立ちました。

当時は活躍する女性の姿もまだ少なく、今後の女性の活路は私次第だと上司から言われる日々の中、結果を出さなければ長時間労働に陥り、何が正解かも分からず、ただただもがいていた入社4年目。それが25年前の私です。

お客様に自分の提案が受け入れられ、契約いただけることにやりがいを感じていましたが、当時は半期の目標達成に追われ、その先のキャリアを思い描く余裕はありませんでした。そんな中で結婚が決まり、私は退職を選択しました。結婚と同時に退職をする女性も多い時代で、転職願いの検討すらしませんでした。

ところが退職後、総合職として築き始めたキャリアを自ら手放したことに気づきました。その頃には社会も少しずつ変化し始め、結婚や出産を理由に退職することが当たり前ではなくなっていました。そうした時代の変化に刺激を受け、「生涯、職業人として働き続けたい」と考え、21年前にアーク&パートナーズへ入社しました。

この25年間で女性活躍は大きく前進しました。女性の就業率は上昇し、育児休業制度や短時間勤務制度も広く定着しました。また、男性の育児参加も社会的に求められるようになり、「働くこと」と「家庭を持つこと」を両立するための環境整備が企業の重要な経営課題となりました。利益の追求だけでなく、多様な人材が能力を発揮できる職場づくりが企業価値を左右する時代となったのです。私たちへのご相談も、法律に関するものだけでなく、人材確保や多様な働き方への対応など、より広範囲に及んでいます。

今後は、さらに多様化が進むでしょうし、企業ごとに目指す組織の姿や働き方も異なっていくはずです。それぞれのお客様に応じた最適な提案ができる社労士であり続けたい、と25周年の節目に改めて思いを強くしまし

[編集発行]



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1東京交通会館11階

税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534

司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534

<https://s-arc.com/>

社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541